

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 教職員課

法令名	教育職員免許法	法令の番号	昭和24年法律第147号
許認可等の種類	特別免許状の授与	根拠条項	第5条第3項
審査基準	<p>1 検定を受けて特別免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状に関する規則（平成2年教育委員会規則第12号）に定める関係書類を添付し、佐賀県教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 特別免許状授与の審査は、次の事項について行う。（免許法第5条第3項、第4項）</p> <p style="margin-left: 20px;">（1） 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">（2） 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っていること。</p> <p style="margin-left: 20px;">（3） 免許法第5条第1項各号に規定する欠格要件に該当しないこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">（4） 教育職員としての適格性を有すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">（5） 教育職員としての勤務が可能であること。</p> <p>3 授与権者（佐賀県教育委員会）は、合格の決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かななければならない。（免許法第5条第5項）</p>		
受付機関	教職員課	処理機関	教職員課
交付機関	教職員課	標準処理期間	90日
		標準経由期間	90日
		目次	NO